

令和3年高島市教育委員会第3回定例会

【 会 議 録 】

令和3年3月24日

令和3年高島市教育委員会第3回定例会会議録目次

(令和3年3月24日)

出席委員・出席事務局職員	1
提出議案の題目	1
議事日程	3

(議事の経過)

日程第1	議第19号	高島市文化財保護審議会委員の任命について	6
日程第2	議第20号	高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について	7
日程第3	議第21号	高島市立学校産業医の委嘱について	8
日程第4	議第22号	高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について	8
日程第5	議第23号	高島市立学校学校運営協議会委員の任命について	9
日程第6	議第24号	高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案	10
日程第7	議第25号	教育長の専決処分事項の指定を廃止することについて	10
日程第8	議第26号	高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	11
日程第9	議第27号	高島市特定事業主行動計画案	12

令和3年高島市教育委員会第3回定例会会議録	
招集年月日	令和3年3月24日
招集の場所	高島市役所 新館2階 教育委員会室
開会	午後1時30分
教育長	上原 重治
教育委員会委員	小多 偕裕 三矢 艶子 川原林 正英 田邊 栄美子
教育委員会事務局職員	教育総務部長 田谷 伸雄 教育指導部長 川島 浩之 教育総務次長 (社会教育課課長事務取扱) 饗庭 眞二 (高島市民会館館長事務取扱) 山本 純子 教育総務課長 加藤 勝己 文化財課長 松田 邦幸 市民スポーツ課長 竹井 正人 図書館長 玉木 健史 学校教育課長 村田 秀俊 学事施設課長 辻 信孝 学校給食課長 長瀬 千恵美 教育総務課参事 上原 真哉 教育総務課主事 末綱 美都
提出議案の題目	1. 高島市文化財保護審議会委員の任命について 2. 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について 3. 高島市立学校産業医の委嘱について 4. 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について 5. 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について 6. 高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案 7. 教育長の専決処分事項の指定を廃止することについて 8. 高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案 9. 高島市特定事業主行動計画案
委員提出議案の題目	なし

会議録署名委員	本定例会の会議録署名委員は次の委員とした。 小多 偕裕 委員 川原林 正英 委員
閉会	午後2時37分

議事日程

令和3年3月24日（水）

午後1時30分 開会

第1 開会（挨拶）

第2 令和3年第2回定例会会議録の承認

第3 令和3年第1回臨時会会議録の承認

第4 会議録署名委員の指名

第5 議事

日程第1 議第19号 高島市文化財保護審議会委員の任命について

日程第2 議第20号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第3 議第21号 高島市立学校産業医の委嘱について

日程第4 議第22号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

日程第5 議第23号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

日程第6 議第24号 高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案

日程第7 議第25号 教育長の専決処分事項の指定を廃止することについて

日程第8 議第26号 高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

日程第9 議第27号 高島市特定事業主行動計画案

第6 報告事項

報告第3号 高島市新旭森林スポーツ公園休館日の変更について

報告第4号 高島市高島B&G海洋センター開館時間および休館日の変更
について

報告第5号 令和3年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

報告第6号 高島市教育施設長寿命化計画の策定について

第7 今後の日程

議 事 の 経 過

開 会 （午後1時30分）

（加藤教育総務課長）

定刻となりましたので、ただいまから、令和3年高島市教育委員会第3回定例会を始めます。それでは、開会にあたりまして、上原教育長からご挨拶をいただいたのち、議事日程により、会議の進行をお願いします。

（上原教育長）

みなさん、こんにちは。今年は、桜の開花が全国的に早く、すでに東京では満開との報道がされています。すっかり春の装いを感じる頃となりました。

今年も、去る13日に市内中学校で、19日に小学校で卒業式が行われました。今年度の卒業式も、昨年度と同様に密を避け、時間も短縮して実施しましたが、子どもたちにとっては、卒業への思いのこもったすばらしい門出の式になったと思っています。

さて、今年も広報たかしま3月号に教育長室からとして、これからの教育を創造すると題して、次のように私の思いを掲載しました。ICTやAIなどの技術革新によって社会が急激に変化していく中、未来を生きる本市の子どもたちには、「生きることはおもしろい」、「学ぶことはたのしい」と素直に感じ、あふれるアイデアや意欲をもとに、考え、行動する力を身に付けていってほしいと願っています。本年度、小中学校の子どもたち全員が、1人1台のタブレット型端末を使用できる教育環境が整いました。今後、ICTを基盤とした先端技術を活用して、子どもたちが主体となって、自らの学びを高めようとする学び方改革を推進していきます。これからの教室では、各自がタブレット型端末に書き込んだ意見を学級の友達と即座に共有し、友達のすばらしい考えに気づくことができたり、海外の人や遠くの学校の子どものたちと遠隔でつながって意見を交換し合ったりする協働的な学びができるようになります。また、インターネット検索によって得た情報や写真・動画を取り込んだプレゼンテーション資料の作成やプログラミング学習により、思考力や判断力、表現力を育み、学びの質を高めることが可能となります。そして、このような学校教育での学びの成果の上に、生涯にわたる市民一人ひとりの学び、いわゆる生涯学習の学び方を創造していきたいと考えています。と。このように、学校教育においては、1人1台のタブレット型端末を活用して、子ども一人ひとりの特性や進度に応じた個別最適な学びと多様な他者との協働的な学びを実現し、卒業後の社会教育でも、学校教育の学びを生かして、現代的課題を市民一人ひとりが意図的・計画的に学ぶシステムを、今後、構築していくことが重要であると考えています。委員の皆さまには、引き続き、ご支援、ご協力

を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、議事案件が9件、報告事項が4件となっておりますが、何とぞ、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和3年高島市教育委員会第3回定例会の開会に当たりましての、挨拶とさせていただきます。

続きまして、令和3年第2回定例会会議録の承認についてお諮りします。2月17日に開会いたしました令和3年第2回定例会の会議録につきましては、お手元に配付したとおり作成することとし、高島市教育委員会会議規則 第16条第3項の規定に基づき、これを公表することに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がないようですので、令和3年第2回定例会会議録は、承認を受けたものとして、公表いたします。

続きまして、令和3年第1回臨時会会議録の承認についてお諮りします。3月3日に開会いたしました令和3年第1回臨時会の会議録につきましては、お手元に配付したとおり作成することとし、高島市教育委員会会議規則 第16条第3項の規定に基づき、これを公表することに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がないようですので、令和3年第1回臨時会会議録は、承認を受けたものとして、公表いたします。

続きまして、会議録署名委員を指名します。小多委員、川原林委員、よろしくお願いいたします。

それではこれより、議事に入ります。

まず、日程第1 議第19号 高島市文化財保護審議会委員の任命について、を議題とします。松田文化財課長。

(松田文化財課長)

資料1ページをご覧ください。議第19号 高島市文化財保護審議会委員の任命について、ご説明いたします。当審議会では、高島市の文化財の保存および活用に関する重要事項について、調査および審議をさせていただいております。文化財の市指定についても審議させていただいており、それぞれ、建造物や民俗、天然記念物などの専門知識のある方を任命することとなっております。任期は、

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

今回6人の方に再任いただき、新たに史跡分野に高橋氏を、また、建造物の保護・整備の案件も増えていることから1名増員し、建造物分野に登谷氏を任命するものです。

高橋氏は、現在、花園大学教授で、京都大学助手時代に「琵琶湖周辺の6世紀を探る」を刊行されており、鴨稻荷山古墳や市内の古墳文化に造詣が深く、平成20年11月には高島市古代フォーラム「継体天皇と田中古墳群」のテーマで講演されるなど、高島市の古代史に精通しておられます。

登谷氏は、現在、京都工芸繊維大学准教授で、旧高島町の大溝陣屋総門調査、合併後の朽木村史編さんに係る建造物調査、重要文化的景観大溝の水辺景観建造物調査実施および報告書の執筆にかかわっていただき、高島市文化財保存活用地域計画策定委員をしていただいています。

以上、新たな2人を含む8人の方を任命したいと考えています。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく願います。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第19号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第2 議第20号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について、を議題とします。饗庭教育総務部次長。

(饗庭教育総務部次長)

3ページをご覧ください。議第20号につきまして、ご説明を申し上げます。本件は、高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育法第9条の7第1項および高島市地域学校協働活動推進員設置要綱第4条の規定により、議決を求めるものでございます。地域学校協働活動推進員の委嘱にあたりまして、同設置要綱第4条の規定により、学校および公民館から推薦がありました中村真奈美氏を、再任で高島中学校区にかかる推進員に委嘱するものでございます。任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

中村氏は、学校と地域を結ぶため、ボランティアの募集や、ご自身のネットワークを活用され、確実に大きな成果を上げていただいています。そのため、地域や学校からの信頼も厚く、協働活動を円滑かつ効果的に推進するためには、適任

者でございます。以上、よろしく願いたします。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく願いたします。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第20号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第3 議第21号 高島市立学校産業医の委嘱について、を議題とします。辻学事施設課長。

(辻学事施設課長)

4ページをご覧ください。議第21号 高島市立学校産業医の委嘱について、でございます。本件は、労働安全衛生法第13条第1項の規定により、高島市立学校の産業医を委嘱することについて、議決を求めるものでございます。委嘱いたします医師は、本多朋仁氏でございます。任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。主な職務内容といたしましては、小中学校の教職員の健康管理を担っていただくため、健康診断結果の分析や、必要に応じて長時間労働・メンタルヘルス対策についての面談、相談等をしていただくこととなります。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく願いたします。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第21号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第4 議第22号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について、を議題とします。辻学事施設課長。

(辻学事施設課長)

5ページをご覧ください。議第22号 高島市立学校の学校医、学校歯科医お

よび学校薬剤師の委嘱について、でございます。本件は、学校保健安全法第23条第3項の規定により、高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師を委嘱することについて、議決を求めるものでございます。

6ページおよび7ページをご覧ください。委嘱いたします学校医、学校歯科医および学校薬剤師の一覧でございます。任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。学校医、学校歯科医の主な職務内容といたしましては、児童生徒の健康診断、学校における保健管理に関する専門的な事項についての指導・助言等でございます。学校薬剤師の主な職務内容といたしましては、学校内の環境検査、学校における環境衛生面の維持管理に関する指導・助言等でございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。小多委員。

(小多委員)

7ページの安曇小学校・安曇川中学校の学校薬剤師の所属が空欄になっていますが、どういうことでしょうか。

(上原教育長)

辻学事施設課長。

(辻学事施設課長)

お答えいたします。安曇小学校・安曇中学校の学校薬剤師として委嘱いたします保井洋平氏におかれましては、所属されている薬局が現在のところございませんが、薬剤師の資格をお持ちで、高島市の薬剤師会に在籍されている方でございます。以上でございます。

(上原教育長)

他にご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、異議なしということではよろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第22号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第5 議第23号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命

について、を議題とします。村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

8ページをご覧ください。議第23号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について、ご説明いたします。本件は、高島市立学校学校運営協議会設置規則第2条の規定に基づき、高島市立学校学校運営協議会委員に任命することにつきまして、議決を求めるものでございます。次のページをご覧ください。今年度、各校より5名から8名の委員を挙げていただいております。全体で98名、再任が60名、新任が38名となっております。任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

学校運営協議会がスタートしてから3年間、この期間に出来上がってきた形がございます。今回、すべての委員が新任となる学校もありますが、新たな組織とはなりますが、これまで積み上げてきたものを継承すること、また、新しい視点での取り組みを進めること、そして、地域学校協働活動との連携によりまして、地域とともにある学校づくりの推進を図りたいと考えております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく願います。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第23号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第6 議第24号 高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案、および、日程第7 議第25号教育長の専決処分事項の指定を廃止することについて、の2議案は、教育長の専決に関する議案であるため一括議題とします。加藤教育総務課長。

(加藤教育総務課長)

12ページおよび14ページを併せてご覧ください。議第24号 高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案および議第25号教育長の専決処分事項の指定を廃止することについて、提案理由をご説明申し上げます。これまで、教育長の専決処分事項については、教育長の専決処分事項の指定に従っておりましたが、教育長の事務委任につきましては、事務委任規則と専決処分事項の指定とがあり、この際、事務の明確化を図るため、事務委任規則

に教育長の専決に関する条項を追加することとし、教育長の専決処分事項の指定を廃止するものでございます。追加する事項の内容につきましては、第4条第1項に、(1)教育委員会および教育機関の職員のうち、主任またはこれに相当する職以下の職員の任免その他の人事に関する事、(2)地方公務員法第28条第2項第1号に規定する休職に関する事、の2号を追加するものとし、同条第2項に、第1項の規定により専決をした場合において、必要があると認めるときは、次の教育委員会の会議において、その概要を報告するものとする、という1項を加えるものでございます。なお、規則の改正につきましては、令和3年3月31日から施行することとし、専決処分事項の指定の廃止につきましては、同日をもって廃止することとするものであります。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第24号および議第25号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第8 議第26号 高島市中学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案、を議題とします。辻学事施設課長。

(辻学事施設課長)

15ページをご覧ください。議第26号 高島市中学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、ご説明いたします。朽木中学校寄宿舎は、これまで、朽木西小学校区に在住する中学生を対象とし、12月1日から翌年3月24日までの期間で開設しておりましたが、近年、利用実績がなく、今後も利用が見込めないことから廃止することに伴い、同規則の一部を改正するものでございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。小多委員。

(小多委員)

今後の活用の見込み等についても、全くないということでしょうか。

(上原教育長)

辻学事施設課長。

(辻学事施設課長)

今後の予定といたしましては、普通財産へ引継ぎをいたします。今現在も、朽木の学童保育で施設を利用されているということから、引き続き普通財産の貸付として、学童保育が利用されるということになっております。以上でございます。

(上原教育長)

小多委員。

(小多委員)

今後、寄宿舎として活用される見込みはないということですね。

(上原教育長)

辻学事施設課長。

(辻学事施設課長)

朽木西小学校区の生徒につきましては、定期券の交付にてバス通学の支援をさせていただいております。そのことから、今後の利用見込みがないと考えております。以上でございます。

(上原教育長)

他にご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第26号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第9 議第27号 高島市特定事業主行動計画案、を議題とします。加藤教育総務課長。

(加藤教育総務課長)

18ページをお開きください。議第27号 高島市特定事業主行動計画案について提案理由をご説明いたします。次世代育成支援対策推進法第19条第1項お

よび女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第1項の規定に基づき、高島市特定事業主行動計画を更新することについて、議決を求めるものでございます。

高島市特定事業主行動計画につきましては、現行の計画期間が令和3年3月31日で期間を満了することから、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間として改正するものでございます。20ページをご覧ください。本計画は、高島市職員全てを対象とし、統一した行動計画となっておりますが、各々の行政機関におきまして策定することとなりますことから、議決を求めるものでございます。今回の主な改正点といたしましては、各種データを直近の値に更新していること、また、取り組み目標につきまして、男性の育児休業取得率、男性の配偶者出産休暇取得率、時間外勤務時間数、有給休暇取得率、ワークライフバランス研修会の開催について、全部局の共通目標として位置付けるものでございます。なお、計画の詳細につきましては、時間の関係上説明を省略させていただきます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問をお願いします。ないようですので、異議なしということでしょうか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第27号は原案のとおり可決しました。

次に、報告事項に入ります。報告第3号 高島市新旭森林スポーツ公園休館日の変更について、並びに、報告第4号 高島市高島B&G海洋センター開館時間および休館日の変更について、は市民スポーツ課が所管する指定管理施設の休館に関する報告であるため、一括して説明をお願いします。竹井市民スポーツ課長。

(竹井市民スポーツ課長)

報告第3号および報告第4号につきましては、一括でご説明申し上げます。まず、31ページの報告第3号 高島市新旭森林スポーツ公園休館日の変更について、をご覧ください。本件は、新旭森林スポーツ公園の指定管理者である、一般社団法人今津ジョイナスクラブから、高島市新旭森林スポーツ公園の設置および管理に関する条例第12条の規定に基づき、当該施設の休館日を変更する旨の申請書が提出され、これを承認しましたので、その内容について報告するものでございます。32ページをご覧ください。まず、変更した休館日の適用期間でござ

いますが、令和3年4月1日から、指定期間が満了する令和8年3月31日までとなります。次に、変更する休館日でございますが、条例で定める休館日は火曜日、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日以降の最初の休日でない日、となっておりますが、これを11月1日から翌年の3月31日までの火曜日に変更されるものであります。2号の12月28日から翌年の1月4日までの日という部分に変更はございません。次に、変更の理由ですが、4月から10月の需要が多い時期に休館日を設けずに開館し、より多くの市民の方が利用できるようサービスの向上を図ることで、市民のスポーツ振興と健康の保持増進につなげるためということでございます。次の根拠規則について、でございますが、高島市新旭森林スポーツ公園の設置および管理に関する条例第12条に、指定管理者は、必要と認めるときはあらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間を変更し、または休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができるということになっております。最後に、利用者への周知の方法ですが、施設のホームページ、館内ポスター、チラシ等の掲示等により周知を図られるということでございます。

続きまして、33ページ、報告第4号 高島市高島B&G海洋センター開館時間および休館日の変更について、ご説明申し上げます。本件は、高島市高島B&G海洋センターの指定管理者であるオオヤマホールディングス株式会社から、高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例第12条の規定に基づき、当該施設のうち、一部の施設の開館時間および休館日を変更する旨の申請書が提出され、これを承認しましたので、その内容を報告するものでございます。34ページをご覧ください。まず、変更の適用期間についてですが、令和3年4月1日から、指定期間の満了する令和8年3月31日までとなります。変更する開館時間について、でございます。まず体育館ですが、条例で定める開館時間は、午前9時から午後10時までとなっておりますが、午前9時から午後10時まで、ただし、国民の休日に関する法律に規定する休日および日曜日にあつては、午前9時から午後5時までとするということでございます。次に、温水プールの夜間の利用ですが、条例で定める開館時間は午後6時から午後9時までとなっておりますが、これを、午後6時から午後9時まで、ただし、休日および日曜日を除くということに変更されるものでございます。次に、ジムルームの午後および夜間につきまして、条例で定める開館時間は午後1時30分から午後9時30分までとなっておりますが、これを、午後1時30分から午後9時30分まで、ただし、休日および日曜日にあつては、午後1時30分から午後4時30分までに変更されるものでございます。次に、屋根付多目的広場につきまして、条例で定める開館時間は午前9時から午後10時までとなっておりますが、これを午前9時から午後10時まで、ただし、休日および日曜日にあつては、午前9時から午後5時

までに変更されるものでございます。最後に、運動公園グラウンドにつきましては、条例では午前9時から午後10時までとなっておりますが、これを、午前9時から午後10時まで、ただし、休日および日曜日にあつては、午前9時から午後5時までに変更されるものでございます。35ページの、開館時間を変更する理由ですが、休日および日曜日の夕方、夜間におきましては、利用者が少ないという現状を踏まえ、その間に清掃やメンテナンス作業を集中して行い、施設の環境を整備し、サービスの向上を図るということとでございます。変更する休館日については、条例では艇庫は10月1日から翌年の5月31日までとなっておりますが、これを、12月28日から翌年の3月31日までに変更されるものでございます。休館日変更の理由ですが、利用の利便性向上を図るとともに、利用ニーズに合致ということで、所謂年末から春先までは休館とし、それ以外を開館することによりサービスの向上を図るものでございます。根拠規則についてですが、高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例第12条に、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間を変更し、または休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができるということになっております。最後に、利用者への周知の方法ですが、施設のホームページ、館内ポスター、チラシ等の掲示等により周知を図られるということとでございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。小多委員。

(小多委員)

いずれについてもですが、指定管理者側からの申し出ということですね。

(上原教育長)

竹井市民スポーツ課長。

(竹井市民スポーツ課長)

指定管理者から、このように変更したいという申し出があったものでございます。

(上原教育長)

私の方から確認ですが、今回、森林スポーツ公園ないし高島B&Gから、変更したいという申し出がこの時期にあったのはなぜかということと、現状はどうなっているかについて、確認をしてください。

(竹井市民スポーツ課長)

この2施設に関しましては、昨年度指定管理者の更新手続きを行いました。このため、今の指定期間につきましては、この3月31日で満了となります。ですが、この4月1日からは、昨年度更新手続きを経て新しく指定管理者となられましたので、それに伴い、4月1日以降も今までと同じようにしたいということで、再度、前回と同様の申請がありました。ただし、艇庫の部分につきましては、今回の提案の中で、艇庫をより充実させて施設のサービス向上を図りたいということであったため、艇庫の部分については、新規に開館時間を延長されるという申出でございます。

(上原教育長)

現状も、艇庫以外はこの時間で行われているということですね。他にご意見ご質問ございませんか。

ないようですので、続きまして、報告第5号 令和3年3月高島市議会定例会一般質問の概要について、説明をお願いします。田谷教育総務部長。

(田谷教育総務部長)

36ページをご覧ください。本報告は、開会中の高島市議会定例会一般質問におきまして、教育委員会の所管に関する事項について質問がありましたので、質問内容および答弁結果を報告するものでございます。私の方からは、教育総務部に関する部分をご報告します。

46ページをお開きください。今城議員からの一般質問で、地方分散型の社会に向けたまちづくりについて、2点の質問がございました。

まず、6点目の近江今津駅周辺に存在している資産の文化的および歴史的な付加価値をどのように高めていくのかという質問について、でございますが、近江今津駅周辺には、江戸時代の様相を伝える町並みや明治時代以降の地域の近代化の象徴といえる建物などが残されておりますので、今津地域の魅力を発信できる貴重な素材として、市民の皆さんとともに活用を図っていきたいとお答えしております。

次に、7点目の江若鉄道今津駅舎の保存に向けて市としての支援を行うことについて、ということでございますが、まず、江若鉄道の駅舎の歴史、昭和6年の安曇から近江今津間の開通に合わせて建築されたというようなことで申し上げまして、その後、文化財の保存につきまして、何よりも所有者の意思が重要でありますことから、市といたしましては必要に応じて関係者に文化財的価値等についてご説明させていただき旨のご答弁をさせていただいております。

54ページでございます。是永議員からの質問で、新型コロナウイルス感染症対策によ

る音楽団体に対する公民館の利用規制について、4点の質問がございました。

まず1点目、公民館の利用規制の基準はどうかということではありますが、公益社団法人全国公民館連合会が策定した、「公民館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を参考に、感染防止に万全を期しているということでございます。

2点目に、他市と比較して市の見解はどうかということにつきまして、ガイドラインにおいて感染リスクが高いとされる項目については利用を制限させていただいているということと、マニュアルを施設ごとに定め、施設管理者として適切な管理運営を行っているということで答弁いたしました。

3点目、土に学ぶ里研修センターの多目的ホールについて、ですが、多目的ホールにつきましては、社会体育施設における新型コロナウイルス感染防止対策により運用しておりますので、音楽団体につきまして、利用は可能と答弁いたしました。

4点目、55ページでございますが、規制緩和の基準ということで、これからはじまるますワクチン接種が軌道に乗り、感染リスクが低下した段階において、市の感染症対策本部会議において総合的に判断することになるものと考えております、と答弁いたしました。

その次に、57ページでございますが、是永議員より、江若鉄道・今津駅舎について、ということで、江若鉄道今津駅舎保存協議会が署名を添えて今後の活用の申し入れがあったことを市は把握しているかというご質問がございまして、署名を添えて活用を申し入れられたことは承知しておりませんと答弁させていただき、この駅舎の文化財的価値についての評価は、ということでしたが、平成11年の滋賀県の調査および旧今津町が平成15年に発行した今津町史内における評価を述べまして、ご答弁とさせていただきます。以上でございます。

(上原教育長)

川島教育指導部長。

(川島教育指導部長)

それでは、教育指導部より答弁しました概要につきまして、報告をさせていただきます。会派代表質問で2名、個人質問で2名の議員より、質問が出されたので、初問の質問内容と答弁の概要につきまして、報告させていただきます。再質問につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。

40ページをご覧ください。まず、高島創生会を代表され、磯部議員から、「これからの高島市の政策について」の中で、「令和の日本型学校教育について」の質問がありました。質問の概要につきましては、コロナ禍において、協働的な学び

をどのように工夫しているのか、今後、高島市ではどのように取り組んでいくのか、という内容であり、教育長から答弁されました。今年度は、感染症対策に伴い、学校では、協働的な学びとなる対話や交流について、様々な創意工夫が求められており、タブレット型端末による授業支援システムを活用した授業や、工夫を凝らした体験学習等に取り組んだことについて答弁されました。さらに、今後は、新しい生活様式のもと、これまでからも大切にしてきた子ども同士の学び合いや、地域学校協働活動を通しての地域の大人との交流、さらにはICTを活用した遠隔地とつないだ新たな学習活動など、協働的な学びを一層工夫して、確かな学力をはじめとする生きる力を育てていくと答弁されました。

次に、日本共産党高島市議団を代表され、森協議員から、「子どもの全面的な発達をどう保障するか」について、4つの質問がありましたので、教育長から答弁されました。

まず、1点目の1項目め、「教育環境は整備できたか」については、文部科学省の「衛生管理マニュアル」では、1メートルを目安に学級内で最大限の座席間隔をとるよう示されており、本市では基準を満たしていると答弁されました。

次に、1点目の2項目め、「新年度に35人を超えるクラス数と市教育委員会の対応について」では、新年度、すべての小中学校で35人以下学級となる見込みであると答弁されました。

次に、2点目の「コロナ禍で制限された学校現場の検証と新年度の教育方針への反映について」では、今年度は、貴重な学校行事が中止や見直しを余儀なくされることとなり、教育委員会としましても、学校長とその都度協議してきたこと、感染症の収束が完全に見通せない中、学校運営協議会の意見をいただきながら、次年度の構想を工夫するよう学校に指示したことについて答弁されました。

次に、3点目の「市内小中学校における臨時講師の確保と市教育委員会の対応について」ではありますが、年度途中の臨時講師の補充がむずかしい場合には、市教育委員会としても、学校と連携して、臨時講師の確保に向けて、最大限努力していると答弁されました。

最後に、4点目の「教員免許更新制の廃止を含めた見直しを関係機関に要請する考えはないか」については、すでに、中央教育審議会答申において、より包括的な検証を進め、総合的に検討していくことが必要であると示されていることから、「廃止を含めた見直し」を要請することは考えていないと答弁されました。

49ページをご覧ください。続きまして、個人質問についてであります。山下議員から「安全・安心で快適な学校教育環境整備について」3つの質問がありましたので、私から、答弁いたしました。

まず、1点目の「通常の学級において、特別な支援を必要とする児童生徒数の令和2年度の傾向と令和3年度の推移」については、令和2年度の特別な支援を

必要とする児童生徒の割合は、小学校で約12.2%、中学校で約13.6%となっており、令和3年度も、今年度とほぼ同様の割合であると答弁いたしました。

次に、2点目の「教育支援員の配置基準」については、特別な支援を必要とする児童生徒の人数や個別支援の必要度、ならびに教職員の体制などをもとに、総合的に判断して配置していると答弁いたしました。

最後に、3点目の「教育支援員の今後の増員計画」については、市内小中学校の実態を踏まえて、検討するとともに、学校における組織的な特別支援教育の推進や関係機関とのさらなる連携強化など、総合的な支援体制の充実に努めていくと答弁いたしました。

51ページをご覧ください。是永議員から「不登校児童生徒へのサポートについて」、3つの質問がありました。

まず、1点目の不登校児童生徒の現状については、令和元年度の全国の不登校児童生徒の在籍率は、小学校で0.8%、中学校で3.9%となっており、全国的に増加傾向であること、滋賀県や本市においても、ほぼ同様の在籍率であり、増加傾向を示していると答弁いたしました。

次に、2点目の学びの場の保障については、まず、学校内の居場所として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、全校体制で個に応じた支援の充実を図っていること、また、別室登校をする児童生徒への支援の充実を図るため、必要に応じて教育支援員を配置していると答弁しました。学校外の居場所として、教育支援センタースマイルでの支援、また、教育相談・課題対応室での継続的なカウンセリングを行っており、今後も、学校内外に心の拠り所となる居場所をつくり、個々の社会的自立に向けた支援を行うと答弁いたしました。

最後に、3点目の中学卒業時の支援については、中から高への引き継ぎは、中高連絡会で情報交換を行っていること、よりきめ細かな引き継ぎを行う工夫として、中学校の教員や市内相談機関の職員が同席をして、面談の機会を設ける場合があること、さらに、入学前に、進学先高等学校から不登校生徒への登校のはたらきかけが行われる場合もあること、など答弁いたしました。中学校卒業時に、具体的な進路先が定まらない可能性がある場合については、卒業後も引き続き、不登校生徒や保護者が、市内相談機関等からの支援を受けられるよう、在学期間中に、関係機関の紹介に努めていると答弁いたしました。以上、教育指導部からの報告とさせていただきます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。ございませぬか。ないうですので、続きまして、報告第6号 高島市教育施設長寿命化計画の策定

について、説明をお願いします。加藤教育総務課長。

(加藤教育総務課長)

58 ページをお開きください。高島市公共施設等総合管理計画に基づく、教育施設の個別計画を定めた、高島市教育施設長寿命化計画を策定いたしましたので、ご報告いたします。この計画は、国土交通省により、平成26年7月18日中央官庁営繕担当課長連絡調整会議において申し合わせの中で、令和2年度までを目安として策定することとなっておりますことから、今回策定いたしました。

別冊資料をご覧ください。資料1ページから3ページに一覧表を付けておりますので、こちらで説明いたします。対象年度につきましては、令和10年度までを計画期間とし、百万円単位での記載となっております。

まず、学校給食センターですが、主要厨房や空調機器等の更新を計画しております。

次に、公民館等でございますが、主には空調機器の更新や照明機器のLED化、防水改修を計画しております。

資料館等につきましては、中江藤樹記念館では、屋根・外壁等大規模改修を、勝野の城下町内の総門につきましては、保存活用のための修理を行う計画をしております。

2 ページをご覧ください。体育館やグラウンドなどのスポーツ施設につきましては、主に照明機器のLED化を計画しております。

図書館につきましても、照明機器のLED化を計画しております。

3 ページをご覧ください。市民会館につきましては、舞台機構設備の更新等を計画しております。

すべての施設におきまして、計画的に修繕、更新を行い、財政的な負担を均一化し施設の長寿命化を図ります。また、本計画以外に発生しました事項につきましても、その都度緊急性等を勘案し対応してまいります。

なお、学校施設につきましては、学校施設長寿命化計画を既に作成しておりますので、今回の計画は、学校以外の教育施設を対象としております。

次ページ以降からの個別計画につきましては、時間の関係上、割愛いたしますので、後程ご確認いただきますようお願いいたします。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、続きまして、「7. 今後の日程」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局、上原教育総務課参事が内容説明)

(上原教育長)

以上で本日予定しておりました定例会の内容は、すべて終了しました。これをもちまして本日の定例会を終了します。

定例会終了 午後2時37分